

# 幕末開港期における外国人遊歩について ―日米修好通商条約の教材化―

金井高校 矢野 慎一

## 一、はじめに ―テーマ設定の理由

筆者は以前から、幕末の日米修好通商条約の学習において、関税自主権喪失や領事裁判権などの不平等条項だけでなく、神奈川という地域に密着した、もっと面白い適当な教材はないかと模索していた。そうした中、今から数年前、南足柄市郷土資料館を見学していた時、宮ヶ瀬ダム建設のための事前発掘調査で発見された、西洋陶器とガラス瓶に出会った。解説によれば、長崎の出島から出土するものと、ほぼ同様のものだということがあった。しかし、もっと不思議だったのは、横浜から数十キロも離れた山間地で、どうしてこのような西洋遺物が発見されるのかだった。しかし、そのときの疑問は十分に解明されることなく時が過ぎた。

昨夏、我が家にもインターネットが接続され、試しにいろいろな歴史的用語を検索してみた。そこで、以前から気になっていた「外国人遊歩」を入力してみた。すると「外国人遊歩規程標石」という不思議な言葉が出てきたのである。このことをきっかけとして、本格的に外国人遊歩について、主に日本側の公文書や日記などの文書類と、外国人が残した記録（特にF・ベアトの写真集は貴重な資料となった）を中心に、当時の外国人遊歩の状況を調べてみようという決心したのである。しかし、当初の意気込みとは裏腹に、思ったよりも内容を深めることができなかった。従って今回の発表も、単なる

史料紹介に終始してしまっている。また、「外国人遊歩規程標石」についても、年代が明治期であることから、今回の発表では取り上げなかった。

## 二、遊歩とは何か

まず最初に、日米修好通商条約の第七条条文を和文と英文双方をあげる。

### 第七条（和文）

日本開港の場所に於て、亜墨利加人遊歩の規程、左の如し、

### 第七条（英文）

In the opened harbors of Japan, American shall be free to go where they please, within the following limits.

「遊歩」とは、条文（英文）そのものからすれば、「自由に気のおもむくところに行くことができる。」ということである。しかし、これは幕府が最も嫌うところであり、ハリスとの交渉の結果（詳細は次節で述べる）、十里の遊歩規程が設定されたのである。「遊歩」とは、移動を目的とせず、運動そのものを目的として歩くことを言う。現代の「ウォーキング」と同様の概念である。前近代の日本では、武芸の稽古など心身の鍛錬のための運動は存在したが、健康を維持するための運動という概念はなかったと思われる。幕府にとって、ハリスの主張は全く理解できなかったに違いない。そして、このことは近代的な意味での「運動」の日本初上陸だったと評価できる。

### 三、遊歩規程交渉の経緯と神奈川の遊歩区域に関する交渉

アメリカ駐日総領事タウンゼント・ハリスは、日米修好通商条約第七条の遊歩規程について、次のような経過で幕府との交渉に当たった。

まずハリスは原案として、アメリカ人に對し日本人と同様の「国内旅行権」を与えることを要求した。しかし、この案に對して幕府は絶対拒否の態度をとった。これは、なるべく外国人と日本人が接触しないことを望んでいる幕府としては、到底受け入れられない案であった。また、幕府はできることならば、横浜居留地の「長崎出島」化を目論んでいたと思われる。

そこでハリスは、代案として次のような提案を行っている。すなわち「(1)東北は六郷川(多摩川)、(2)そのほかの方角へは十里」で外国人の遊歩を認めさせるという「十里遊歩案」である。幕府は、一八五七(安政五)年二月一日に「(1)東北は六郷川、(2)西南は境木(武相両州の境)」の「二里半遊歩案」を逆提案した。これに對してハリスは二月二五日に、次のように反論した。「かくのごとく狹隘之地に罷在、同じ所之遊歩致し候へは、自然病を生し、狂人と相成申候」。しかし幕府は、「我国にも達者に歩行候者は沢山これあり、しかし五里も遊歩致し候ハバ運動には十分ニ、狹隘故病を醸し候などとの義は、決してこれなき事ニ候」と軽くないしてしまふ。議論が全くかみ合っていないことがわかる。ハリスの苦心の反論は、「外国之者は、十里位之場所は極狹隘に存申候」「山に登り、林を廻り候は、風景を弄び、鬱滞の気を散し候為にて」とあるが、結局、ハリスは一八五八(安政六)年一月一日に「国内旅行権」を撤回した。そこで幕府側も一定の配慮を示して、ハリス提案の「十里遊

歩案」を受け入れたのであった。以上が、神奈川に於ける十里遊歩規程の成立経過である。

### 四、遊歩区域での外国人の行動

それでは遊歩区域内で、外国人はどのように行動していたのだろうか。ここでは、主に次の史料を参考とした。

オールコック 山口光朔訳

『大君の都』幕末日本滞在記』上・中・下

岩波文庫 一九六二

J・R・ブラック ねず・まさし 小池晴子訳

『ヤング・ジャパン』横浜と江戸』1〜3

東洋文庫 一九七〇

『万飛嘉恵』藤沢市史』第二卷(資料編) 藤沢市 一九七三

県史編集室『神奈川県史』資料編10近世(7) 神奈川県 一九七八

横浜開港資料館『F・ベアト幕末日本写真集』 一九八七

『手明王太郎日記』(未公刊)

なお、文中で引用した『神奈川県史』資料編10の史料には史料番号を付した。

#### ①散歩

前述のように、外国人は「運動」のために「歩行」することを生活習慣の一部としていた。そのために、十里の遊歩区域が設定されたのだが、幕府としては外国人が自由にあちらこちらを徘徊して、一般日本人と接触することを極度に嫌った。そこで、横浜居留地の周辺に外国人専用の遊歩道を建設したのである。これを「遊歩新道」(一八六六年完成)という。新道の要所には番所が設けられ、外国

人を監視すると同時に、不穏な日本人をも警戒したのである。F・ベアトの写真には、この遊歩新道周辺で撮影されたものが相当数含まれている。例えば、「地藏坂」「不動坂」「白滝不動尊」「本牧十二天神社」などであり、これらは、現存するものばかりである。

### ② 名所旧跡巡り

遊歩区域内には、当時江戸の住人たちの間で名所旧跡として人気であった、金沢八景・鎌倉・江ノ島・藤沢が含まれており、日本を訪れた外国人たちも日本人と同様に名所旧跡巡りを行っている。J・R・ブラックやF・ベアトらの著作でも鎌倉については、相当なページを割いている。

遊歩区域内で外国人がたびたび訪れた名所は、次の通りである。併せてF・ベアトが記した解説文を一部紹介する。

#### ○田谷の洞窟（定泉寺）〔横浜市栄区〕

「一風変わった洞穴がある。人の手で変えられたり、手を加えられたりして、壁には独特な、水彩画風の絵が描かれている。この絵はだいたい昔のものといわれている。この洞穴は東海道から1マイル程入ったところであり、ちよつとした心付で、村人はいつも旅行者のガイド役になって、中を見る者にたいまつを用意してくれる。」

#### ○金沢八景〔横浜市金沢区〕

「金沢ほど、休日を過ぎたりピクニックに行ったりするのによい場所は滅多にない。横浜から12マイルほど離れた、馬で2時間もあるれば充分に行けるところなので、訪問者のお気に入りの場所である。」

#### ○鎌倉〔鎌倉市〕

長谷大仏「美しい小さな森の中に、大仏様が安置されている。」  
長谷観音「ローマ神話のバックスに似ている。」

#### ○江ノ島〔藤沢市〕

「美しい小さな江の島―絵の島という意味―は大仏から近い（約7マイル）。ここまで足を伸ばす価値は充分にある。」

#### ○遊行寺〔藤沢市〕

「藤沢には、訪問する価値のあるお寺がある。よくいきとどいており、広い境内である。外国人に親しみやすい、良いものといえると思う。」

### ③ 狩猟

遊歩区域の相当部分は、神奈川領「御捉飼場」おとらえかいばと重なっている。

「御捉飼場」とは、將軍の鷹狩りに伴う制度であり、当時一般の日本人にとっては禁猟区であった。ところが、外国人にそうしたことを理解させることは困難で、彼らは自由に鉄砲で鳥を撃っている。困惑した地元住民が、神奈川奉行所に対して次のような何書を提出している。「遊歩之節銘々鉄砲取持致、当組合村々之内六角橋村・篠原村地内、並最寄村々山林耕地等二おゐて雉子・鳩、其外小鳥類見掛次第打留候義度々有之」【原史428】。そこで奉行所は、外国人側に狩猟の禁止を申し入れている。外国人側も無用の摩擦を避けるためか、これ以後は狩猟を自粛しているようだ。しかし、遊歩の際に外国人の多くは銃を持参しており、獲物を目の当たりにしたとき、全く射撃しなかったとは言いが切れない。

### ④ 釣り・水浴

外国人の余暇の過ごし方として欠かせないのが、釣りと水浴である。多くの外国人が小旅行を兼ねて、グループで現在の丹沢周辺の

各地に滞在している。宮ヶ瀬については、F・ペアトが次のように記している。「宮ヶ瀬は、水浴と鱒釣りができる」「ふつう数オンス足らずの小さいものばかりであるが、鮭の稚魚などが数匹すぐに毛ばりに食いついてくる」。『万飛嘉惠』には、次の通り日本最初ではないかと思われる「フライ・フィッシング」に関する記述がある。「金ノ車」とは、リールのことであろう。「異人中と（津カ）川へツリ二行、四人行、皆ツギサヲのツリザオニ持、サヲの下へ金ノ車仕掛有、」「右ツリ竹ハ色々の色有、真白も有、ごま色も有、色々也、皆下へ車付居也、」

#### ⑥生糸商売

横浜貿易の中で生糸が占める割合が高かったことは周知の事実である。横浜に居留した外国人のうち、相当数が生糸商売に関わったと思われる。従って、遊歩区域内には、町田・八王子などの生糸集荷地が含まれているので、ここで何らかの生糸商売が行われた可能性がある。しかし今回の調査では、遊歩区域内で実際に外国人が生糸商売に関わった事例は発見できなかった。

#### ⑦プラントハンター

開国後の日本には、世界中からプラントハンターたちが押し寄せてきた。彼らの目的は、未知の植物や新種の植物を発見することであった。純粋に学術的な関心から調査も行われているが、その一方で、当時ヨーロッパで盛んになりつつあった園芸植物の商品開発という目的もあったのである。

J・G・ヴィーチは、一八六〇年に来日した英国人園芸商である。彼の来日目的は、日本産園芸植物の収集で、英国で特に人気の高かったシダ類の収集に熱心だった。また、英国公使オールコックの

富士登山に同行して、詳細な報告書を作成している。これは、「日本の農業・植物に関する覚え書き」と題して、オールコック『大君の都々幕末日本滞在記』に巻末付録として添付されている。富士山以外の主な項目は、「横浜・神奈川地区の農業―主要な栽培物・野菜・果樹・花」「江戸・神奈川近辺の主要な樹木」などであり、やはり外交官でないため、その行動範囲が横浜周辺に限られていたことが分かる。

R・フォーチュンも、ヴィーチと同年に来日した著名な英国人園芸家である。中国でプラントハンティングを行ったあと来日し、長崎・横浜・江戸周辺での収集活動を行っている。彼の報告書には、「豊顕寺のコウヤマキ」や「東林寺のアスナロ」などといった、横浜近郊にある寺院の植物についての記述があることから、ヴィーチと同じように彼の行動範囲を窺うことができる。

#### 五、外国人遊歩に対する幕府の対応

幕府は一八五九（安政六）年、神奈川奉行所を設置した。神奈川奉行は、神奈川町、保土ヶ谷町など二七ヶ町村を預かり所とし、区域内や外国人遊歩区域の風俗取締り、檢察裁判、外国艦船の入出国の手続き等を担当した。

奉行所は、設立早々「外国人遊歩」について次のような触書を出している。（但し、外国人遊歩に関わる部分だけを抜き書きした。）  
「安政六年六月 神奈川開港場十里内の村方、外国人遊歩の心得につき神奈川奉行触書」【県史416】

一、外国人に対する「休泊所」は、宿村ごとに「両三軒」をきめて、そこへ村役人が案内する。ただし、旅籠代は「相對」で請求で

きる。

二、外国人が「要用」のために、「土地之もの」を雇いたいとき、奉行所に申請すればできる。ただし「出先」などで、急に雇った場合は、あとで報告すること。

三、外国人がみだりに「門構等のある人家」へ立ち入ることがあれば、制止させる。不法な態度にでたら、奉行所に訴え出ること。

四、外国人が「品物買求」めるために来店したら、座敷ではなく店先で応対する。なお「酒飯等」については所定以外のところで提供しないこと。

五、キリスト教は、いままも禁止である。したがって、みだりに外国人に「近付」かないこと。

それから横浜に前述の通り遊歩新道を建設し、同時に遊歩区域内の要所に見張番所を設けている。六郷川などの渡船場のほか、外国人が多く訪れた、「武州金沢（久良岐郡）・相州鎌倉（鎌倉郡）」など合計三四ヶ所に及んでいる。【県史421・502・543】また、外国人が横浜・金沢・鎌倉以外の遠隔地にまで足を伸ばす場合は、奉行所への事前申請を義務づけ、奉行所は村々への事前通告を行っている。奉行所役人の外国人付き添いについては、「跡先へ日本横浜役人袴陣笠にて付来ル、異人へハ別当老人宛付来ル也、日本役人ハ異人の跡先へ付来リ、」（『万飛嘉恵』）とある。

## 六、遊歩区域における、外国人と日本人との交流

### ①畏れ・敵意

#### ●投石・悪口雑言

このような状況について、次のような史料がある。「外国人乗馬

二而通行之節、礫ヲ以又ハ竹竿ヲ以囃子立候儀」【県史373】「外国人途中通行之節悪口いたし又者瓦礫等打候もの有之哉二候処御国辱ニも相成候」【県史528】また、大山の『手中明王太郎日記』には、「チクシヨウ共」という記述もある。

#### ●攘夷事件

一八六二年九月の生麦事件で、リチャードソン一行の行動は、明らかに遊歩そのものであり、その目的地は川崎大師であった。『ジャパン・ヘラルド』の記事に、「九月一五日横浜発一昨日午後二時頃、一団の人々が遠乗りのため、横浜を出発し、舟で神奈川へ行き、そこから馬で、川崎に進もうとした。川崎には美しい寺がある。」とある。

一八六四年一月の鎌倉事件は、J・R・ブラックの『ヤング・ジャパン2』に、「二月二日、英国第二〇連隊のポールドウィン少佐とバード中尉という二人の英国士官が、江ノ島と大仏を訪れて、交叉路から海岸へ通じる道へさしかかった。すると、そこに入るか入らないうちに、二人の男に襲われた。」とあり、英国士官が他の多くの外国人と同様に江ノ島・鎌倉を訪ね、偶然この災厄に遭遇した事が分かる。

### ②外国人相手の商売

商魂逞しい日本商人たちは、外国人に対する最初の畏れや驚きから醒めると、すぐに相手を商売の上得意と考えるようになった。外国人が多く出歩いた地域には、それほどの日が経たないうちに、外国人相手の茶屋が営業を開始している。F・ペアトは、「原町田には、とくに清潔で居心地のよい外国人向けの茶屋があり、住民はいつも非常に礼儀正しく親切である。」とか、「（金沢には）外国人観

光客がしばしば訪れることから開業した、居心地のよい茶屋がある。水辺にあるので平潟湾の美しい干潟がよく見える」と書いている。

また外国人遊歩が始まると、外国人の宿泊場所や休憩場所が必要となる。これを当時、「異人屋敷」とか「異人館」などと呼んだ。神奈川奉行所は、前掲史料【県史416】の通り、村々に「休泊所」の準備を命ずるが、現実には一般の民家ではなく、寺院や旅籠などをそれにあてたらしい。しかし、恒常的な施設ではないので、外国人たちは自前の施設を建築しようとするが、日本人側はそれを嫌い、受け入れを拒否している（『万飛嘉恵』）。それでも、時間がたつにつれて、各地で「異人館・異人屋敷」の建築が行われていったと思われるが、少なくとも明治以前は、それほど多くはなかったと思われる。

## 七、富士登山と熱海温泉の湯治について

富士山は、遠く江戸からもその美しい姿を眺めることができ、外国人の間で、登山を熱望するものが多かった。当時ヨーロッパで、スポーツとしての登山が始まった時期でもあったからである。しかし、富士山は遊歩区域外にあり、富士登山を試みることはできない。外交官のみであった。最初にそれを実行したのが、英国公使オールコックであった。しかし、単純な物見遊山的な登山では憚りがあったのか、学術調査を名目としていた。そのため前述の英国人園芸商ヴィーチも同行させている。

外国人の富士登山については、『手中明王太郎日記』に、「アメリカ人御富士山参詣万延元年七月一九日、横浜出立、藤沢宿御泊り、是より小田原泊り、右ノチクシヨウ共馬上にて九人「かご」にて二

人、但仕立通向致シ荷物一八駄之持参外二日本人役人見送り被致候、但大宮口登山」とある。

熱海温泉の湯治については、病氣療養名目で許可された。その願書は公使館が幕府に取り次いでいる。しかし、自由に熱海温泉へ行きたい外国人は、この手続きを煩わしく感じており、遊歩規程そのものへの不満も高まっていたが、少なくとも明治維新以前は、その不満が表面化することはなかった。

## 八、まとめ

今回の発表の成果として、様々な史料を基に外国人と日本人との交流の状況を、横浜居留地だけでなく、横浜から半径約四十キロの扇形地域全体で見ることができた。そして、そこで外国人たちが何をしていたかある程度明らかにすることができたと思う。また、神奈川奉行所の管轄区域が外国人遊歩区域と同一であり、明治維新後の神奈川県領域設定の根拠がそこにあることを知ったことは大きな収穫であった。

今後の課題としては、まず明治期における外国人遊歩の状況を明らかにしたい。これはすなわち、明治政府による外国人政策を知ることであり、今回の発表の発端となった「外国人遊歩規程標石」とも密接に絡む問題である。さらに、県内各地にあった異人館・異人屋敷や見張番所、外国人向け茶屋などの具体的な状況について、各地域ごとに残る史料や伝承などを収集して、地域と外国人との関わりを、より深く学んでいきたいと考えている。以上のことを踏まえて、次は授業実践への取り組みであり、その内容については今後機会を捉えて報告したいと思う。

〈参考文献〉

- 藤沢市教育委員会編『藤沢通史』 一九六一年  
鎌倉市史編さん委員会編『鎌倉市史』近世通史編  
吉川弘文館 一九九〇年  
白幡洋三郎『プラントハンター〜ヨーロッパの植物熱と日本〜』  
講談社選書メチエ 一九九四年  
細川 光成『幕末の海老名 〜ペリー来航・横浜居留外国人と  
村人〜』 『えびなの歴史』第9号 一九九七年  
神奈川県考古学会編『かながわ遺跡めぐり』  
多摩川新聞社 一九九九年  
谷 有二『黒船 富士山に登る！ 〜幕末外交異聞〜』  
同朋舎 二〇〇一年  
伊藤久子『明治時代の外国人内地旅行問題 〜内地旅行違反を  
めぐって〜』 『横浜開港資料館紀要』第19号 二〇〇一年  
樋口雄一『なぜ横浜県ではなく神奈川県なのか』  
『有隣』第40号 二〇〇一年  
「外国人遊歩規程図 おぼえがき」  
『地図情報』通巻77号「開港場の地図」 二〇〇一年